

社会福祉法人くびき社会事業協会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くびき社会事業協会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用の弁償について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることをいう。

- (1) 役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、その他各種委員会の委員をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の役員等以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、次の通りとする。

- (1) 常勤の役員等には、報酬を支給しないものとする。
- (2) 非常勤の役員等が、理事会、監査、評議員会、評議員選任・解任委員会、各種委員会等（以下「法人業務」という。）に出席した場合は、理事、監事、評議員には1回につき8,000円を、評議員解任・選任委員、その他各種委員会の委員には1回につき6,500円を支給する。
- (3) 非常勤の役員が、入札に立ち会った場合は、1回につき5,000円を支給する。

(費用の弁償)

第4条 役員等の費用の弁償は、次の通りとする。

- (1) 常勤の役員等には、費用を弁償しないものとする。
- (2) 非常勤の役員等が出張を行った場合は、別表に定めるとおり費用を弁償する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給は、法人業務又は出張を行った都度、現金により本人に支給する。

2 報酬は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表（第4条第2項関係）

鉄道賃	実費 乗車券 特急券・座席指定料（行き先が70キロメートル以上の場合）
船賃	実費 等級を2階級に区分する場合は、上級 等級を3階級に区分する場合は、中級
航空賃	実費
車賃	1キロメートルにつき30円
日当	1日につき2,000円
宿泊料	1泊につき 県内 10,000円 県外 15,000円

（注）

- 1 車賃は、到達地が2キロメートル以上の場合に限り支給する。